

仕 様 書

- 1 役務件名
非常用発電機保守点検役務
- 2 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊真駒内駐屯地、自衛隊札幌病院で実施する「非常用発電機保守点検役務」について適用する。
- 3 実施場所
札幌市南区真駒内17番地 真駒内駐屯地 自衛隊札幌病院
- 4 役務概要
非常用発電機の制御盤保守点検（1年点検（消防法に規定する総合点検）） 2台
ディーゼル発電装置 明電舎 E-AF 1, 250kVA
エンジン ヤンマー 立形単動4サイクル直接噴射式過給機付水冷ディーゼル機関
- 5 一般事項
 - (1) 総 則
本役務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」（以降「共通仕様書」とする。）の関係する項目及びメーカー仕様に基づき実施する。
 - (2) 現場管理
本役務実施に当たり、現場及び役務車両の通行等の安全対策に努め、請負者の責任において、ゴミの飛散、事故の防止、工程の管理に努めるものとする。
また、施設等の破損・汚損が生じた場合は速やかに監督官へ報告し、請負者の負担において現状に回復するものとする。
 - (3) 質 疑
本役務実施に際し、特記仕様書の内容に相違がある場合又は明示のない場合で疑義が生じた場合は、全て監督官と協議するものとする。
 - (4) 軽微な変更
監督官との協議により軽微な変更が発生した場合は、監督官の指示により適切に実施するものとし、協議・打合せ等の内容は全て打合せ簿に記載して、完成書類と共に提出するものとする。
また、軽微な変更については契約額の増額は行わないものとする。
 - (5) 役務完了検査
本役務の終了に際し、監督官が指定する完了書類を提出して、検査官の検査を受けるものとする。

件 名	非常用発電機保守点検役務			仕様書番号	22
種 別	仕様書			頁番号	1 / 3
総務部長	管理課長	営繕班長	電気係長		設計者
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和5年10月13日	

6 特記事項

- (1) 本役務の実施時期については、監督官と協議するものとする。
- (2) 整備終了後、監督官立会いのもと試運転を実施し、必要に応じて調整を行うものとする。
- (3) 点検は別紙「点検項目一覧表」に基づき実施するものとする。
- (4) 役務実施中に不具合事項を発見した場合は、速やかに監督官に報告し、指示を仰ぎ、必要に応じて修理見積を提出する。

7 提出書類

- (1) 消防法第17条3項の3の規定する「消防設備点検結果報告書」を3部作成し、役務完了時に他の役務書類と併せて提出するものとする。
- (2) エンジン部分に係る消防設備点検結果報告書については、別途発注の「非常用発電機整備役務」の報告書を基に作成するものとする。
- (3) 役務写真については、機器毎の着手前・主要な作業中・完了後を撮影し、A-4 S版に整理し提出するものとする。

件名	非常用発電機保守点検役務	仕様書番号	22
種別	仕様書	頁番号	2/3
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和5年10月13日	

点検項目一覧表

点検項目	点検内容	点検要領
設置状況	浸水・漏水の恐れがないか	目視点検
	照明器具の破損の有無	目視点検
	換気装置が正常に動作するかを確認	温度計使用
	耐震装置の変形、損傷等の有無	目視点検
始動用直流電源盤	端子部の締付状況の確認	目視点検
	計器類の破損の有無及び指示値確認	目視点検
	蓄電池端子部締付ボルトの緩み及び錆の有無確認	目視点検
	計器類・表示灯・スイッチの破損の有無及び点灯確認	目視点検
	充電電圧及び蓄電池電圧・内部抵抗の測定（交換年の確認）	測定機器使用
	プリント板の変色の有無	目視点検
自動始動発電機版及び同期遮断器盤	真空遮断器（3台）の普通点検	目視点検
	計器類・継電器・表示灯等の作動状況などが正常であるかを確認	メーカー仕様の保護連動表を基に実施
	発電機保護連動試験	継電器試験器で実施
	保護継電器単体試験	継電器試験器で実施
接地抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かを（または導通）確認する	測定機器使用
絶縁抵抗測定	測定値を測定し適正であるか否かを確認する	測定機器使用
その他・付属装置	保護装置の配線ターミナル増締及び動作の確認調整	動作確認

件名	非常用発電機保守点検役務	仕様書番号	22
種別	仕様書	頁番号	3/3
自衛隊札幌病院総務部管理課		令和5年10月13日	